

千葉県告示第804号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和元年9月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
主要地方道 長沼船橋線	花見川区天戸町757番1から 花見川区天戸町1046番1まで	前	11.92～11.92	21.4
		後	15.99～15.99	
天戸町48号線	花見川区天戸町754番1から 花見川区天戸町775番1まで	前	2.79～2.84	92.6
		後	5.01～5.02	
天戸町50号線	花見川区天戸町777番1から 花見川区天戸町901番1まで	前	2.75～2.89	127.0
		後	5.00～5.02	

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
天戸町60号線	花見川区天戸町897番から 花見川区天戸町859番まで	前	2.72～3.37	247.3
	花見川区天戸町895番から 花見川区天戸町859番まで	後		192.3
天戸町61号線	花見川区天戸町910番2から 花見川区天戸町896番1まで	前	2.75～3.08	108.3
	花見川区天戸町911番2から 花見川区天戸町895番まで	後	5.00～5.00	130.4